# 健康保険・福祉医療の更新

●更新日以降は、新しく届いた保険証・受給者証などを使用してください
●古い保険証や受給者証などは、自分で廃棄するか、市役所1階保険課または各支所・各市民センターに返却してください

## 健康保険の証の更新

| | | 更新日と証の種類 | | 証の色 | 更新手続き | 手続きの方法など | 手続きに必要なもの | 問合せ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 健康保険の種類 | 国民健康保険（社会保険に加入していない75歳未満の人） | 8月1日 | 限度額適用・標準負担額減額認定証※ | ウグイス色（70歳未満）<br>黄色（70～75歳未満） | 要 | 更新日以降に認定証が必要な人は、市役所または支所で申請してください。申請用紙は市のホームページにも掲載。郵送による手続きも可能です。また、6月23日までに交付を受けていて、平成26年度市民税非課税見込みの人には、更新のお知らせを7月中旬までに送付する予定です。 | 申請していない人で、新規申請を希望の場合は、次ページの【医療機関での支払いが軽減されます】をご覧ください。 | 保険課国保年金係☎㉚9159 |
| | | | 特定疾病療養受療証 | 桜色 | 不要 | 7月末までに市役所から送付します（70～74歳の人は更新がありません）。 | | |
| | | | 高齢受給者証（70～75歳未満の人） | 青色 | 不要 | 7月末までに市役所から送付します。前年中の所得に応じて、2割（誕生日が昭和19年4月1日までの人は特例措置により1割）または3割の一部負担金を病院で支払います。負担割合の判定基準は同封の案内文をお読みください。 | | |
| | | 10月1日 | 被保険者証 | 桜色 | 不要 | 9月末までに市役所から送付します。 | | |
| | 後期高齢者医療制度（75歳以上の人または、65歳以上の一定の障がいのある人） | 8月1日 | 被保険者証 | 紫色 | 不要 | 7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から普通郵便で届きます。古い被保険者証は自分で廃棄するか、保険課医療係または各支所に返却してください。 | | 保険課医療係☎㉚9160 |
| | | | 限度額適用・標準負担額減額認定証 | 緑色 | 不要 | **【認定要件】**<br>市民税が非課税世帯であること。<br>これまで申請されたことがあり、平成26年度市民税が非課税世帯の人は、被保険者証と一緒に届きます。課税世帯となった人は通知されませんので、ご了承ください。 | 申請していない人で、新規申請を希望の場合は、次ページの【医療機関での支払いが軽減されます】をご覧ください。 | |
| | | 更新なし | 特定疾病療養受療証 | 茶色 | 不要 | 有効期限がないため、そのまま使用できます。 | | |

※70～75歳未満で市民税課税世帯の人は、高齢受給者証がこの証の代わりになります

## 福祉医療の更新

| | 更新日 | 証の色 | 更新手続き | 手続きの方法など | 手続きに必要なもの | 問合せ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 重度心身障害者医療 | 8月1日 | だいだい色 | 原則不要 | 平成26年1月1日現在、市内に住民票のなかった人が、本人を含め同じ世帯にいる場合や申告していない場合、更新手続きが必要となる場合があります。手続きが必要な人へは、6月下旬に通知しています。 | 【手続きが必要な人への通知に記載しています】<br>①郵送した申請書（必要事項を記入押印）<br>②身体障害者手帳または療育手帳<br>③保険証<br>④印鑑（ゴム製不可）<br>⑤H26年度課税台帳記載事項証明書※など | 保険課医療係☎㉚9160 |
| ひとり親家庭等医療 | | 青色 | 要 | 現在受給されている人には、更新申請について6月初旬に通知しています。 | ①郵送した申請書（必要事項を記入押印）<br>②児童扶養手当証書または遺族年金証書など<br>③すべての受給対象者の保険証<br>④印鑑（ゴム製不可）<br>⑤H26年度課税台帳記載事項証明書※など | |

※平成26年1月1日現在、廿日市市に住民票がなかった場合、平成26年度課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください

# 国民健康保険税の減免制度

**問合せ**　課税課☎㉚9114

震災や火災などの災害、病気や失業など特別な事情による生活状況の著しい変化があり、徴収猶予などによってもなお納税が困難と認められるような場合に限り、国民健康保険税が減免される制度があります。

この制度の適用には、申請が必要です。納期限の7日前までに、事情に応じた必要書類を添付して申請を行わなければなりません。

減免の基準や手続きなど、詳しいことは課税課に問い合わせてください。



# 医療機関での支払いが軽減されます

**問合せ**　保険課　国保年金係☎㉚9159
医療係　☎㉚9160

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けると、保険診療分の支払いや、市民税非課税世帯は入院時の食事療養費が軽減されます。原則として申請月の初日から適用します。入院などにより高額の医療費が見込まれる場合は、事前の申請をお勧めしています（同月内に世帯構成などが変わった人は、翌月からの認定となる場合があります）。

**交付の対象となる場合**

**国民健康保険**
・国民健康保険税の滞納がない世帯
・70歳未満の加入者
・70歳以上75歳未満の市民税非課税世帯の加入者

**後期高齢者医療制度**
・75歳以上（または、一定の障がいのある65歳以上）の市民税非課税世帯の加入者

**手続きに必要なもの**
①被保険者証
②印鑑（ゴム製不可）
③本人確認できるもの（運転免許証など）
◎転入などにより市で所得状況の確認ができない場合は、世帯主と世帯内の国民健康保険加入者の住民税課税台帳記載事項証明書の提出が必要です（国民健康保険加入者の場合のみ）。
◎認定証を医療機関に提示しないと適用されません。

**長期該当**
入院が長期の場合、さらに食事代が減額される制度があります。

減額認定証の交付を受けた後の期間で、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人は、申請により食事代が更に減額されます。

**手続きに必要なもの**
①領収書など入院日数を確認できるもの
②限度額適用・標準負担額減額認定証
③印鑑（ゴム製不可）
◎保険診療として療養病床に入院している場合も、食事・居住費が軽減されます。

**申請窓口**　市役所1階保険課、または各支所市民・福祉グループ

# ひとり親家庭等医療の更新申請をしてください

**問合せ**　保険課　医療係☎㉚9160

ひとり親家庭等医療費受給者証を持っている人に、8月1日以降の資格更新の案内を6月初旬に送付しました。

提出期限は6月30日でしたが、まだ更新申請を済ませていない人は、早急に申請書を提出してください。

※8月1日を過ぎて申請すると、助成を受けられない期間ができます。注意してください

※平成25年分所得に所得税が課せられている場合も、認定になる場合があります。詳しくは、問い合わせてください

**申請窓口**
市役所1階保険課医療係、または各支所市民・福祉担当グループ

# 国民年金保険料の免除申請ができます

**問合せ**　保険課　国保年金係☎㉚9159

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由で保険料を納めることができないときは、申請者本人、配偶者、および世帯主の平成25年中の所得に応じて保険料が免除される申請免除の制度があります。

保険料を納めた場合と比べ、年金受給額が減額されますが、10年以内であれば追納することによって、納めた場合と同じ扱いになります。

6月まで免除が承認されている人で、本年度も引き続き免除を希望される人は、7月1日㈫以降に申請してください。ただし、6月までに全額免除または若年者納付猶予が承認された人で、継続審査を希望した人は、7月以降の申請は必要ありません。

※一部免除期間に規定の納付額を納めなかった場合は、未納（一部免除は無効）となります

※20代の人が対象となる若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の平成25年中の所得に応じて判定されます

**免除申請に必要なもの**
①印鑑（ゴム製不可）、②年金手帳、③離職票または雇用保険受給資格者証（失業などを理由に申請する人）

※平成26年4月から、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。詳しくは問い合わせてください

**免除された場合の月額保険料**

| | | |
|---|---|---|
| 全額免除 | | 0円 |
| 一部免除 | 4分の3免除 | 3,810円 |
| | 半額免除 | 7,630円 |
| | 4分の1免除 | 11,440円 |
| 免除なし | | 15,250円 |